

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 平成19年11月29日

【事業年度】 第62期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

【会社名】 徳倉建設株式会社

【英訳名】 TOKURA CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 徳 倉 正 晴

【本店の所在の場所】 名古屋市中区錦三丁目13番5号

【電話番号】 052-961-3271

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 石 原 重 保

【最寄りの連絡場所】 名古屋市中区錦三丁目13番5号

【電話番号】 052-961-3271

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 石 原 重 保

【縦覧に供する場所】 徳倉建設株式会社 東京支店
（東京都港区高輪三丁目19番23号）
徳倉建設株式会社 大阪支店
（大阪市天王寺区国分町16番20号）
株式会社名古屋証券取引所
（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出いたしました第62期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）に係る有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものがあります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1)～(4) 省略

(訂正後)

(1)～(4) 省略

(5)その他

1 当社の取締役は20名以内とする旨を定款で定めております。

2 当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、及び取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

3 当社は、経済情勢の変化に対応した機動的な経営を行うため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

4 当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。